国立大学法人広島大学における随意契約に関する規則等

国立大学法人広島大学業務方法書（抄）

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第６条　広島大学は，売買，貸借，請負その他の契約を締結する場合においては，すべて公告して申込みさせることにより競争に付するものとする。ただし，契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は，随意契約の方法によることができるものとする。

２　政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）その他国際約束の適用を受ける契約については，同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

広島大学会計規則（抄）

第4章　契　約

(随意契約)

第２３条　契約担当職は，次の各号のいずれかに該当する場合においては，前条の規定にかかわらず，随意契約によるものとする。

⑴　契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

⑵　緊急を要する場合で，競争に付することができないとき。

⑶　競争に付することが不利と認められるとき。

２　業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては，次条及び第25条の規定にかかわらず，随意契約によることができる。

広島大学財務会計処理細則５－１「契約事務について」(抄)

第４章 随意契約

１．随意契約によることができる場合

① 会計規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により随意契約による場合とは，次の各号に掲げる場合とする。

(1) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作するとき。

(2) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買い入れるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか，契約の性質又は目的が競争を許さないと認められるとき。

② 会計規則第 23 条第 1 項第 3 号の規定により随意契約による場合とは，次の各号に掲げる場合とする。

(1) 現に履行中の製造，役務の請負又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外に履行させることが不利であるとき。

(2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき。

(3) 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

(4) 買入れを必要とする物品が多量であって，分割して買い入れなければ売惜しみその他の理由により価格を高騰させるおそれがあるとき。

(5) 早急に契約しなければ，契約する機会を失い又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

③ 会計規則第 23 条第 2 項の規定により随意契約することができる場合とは，次に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が 500 万円を超えないとき。

(2) 運送又は保管させる場合

(3) 外国で契約するとき。

(4) 法人の生産品を売り払うとき。

(5) 国，地方公共団体，公立大学その他の公法人又は公益法人から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

(6) 別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付をすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。

(7) 公募して企画書又は設計書等を提出させて契約するとき。

(8) その他業務運営上契約担当職が随意契約とする特別な事由があると認めるとき。

④ 前項第 7 号の規定により随意契約を行うための必要な事項については，処理細則「広島大学公募型企画競争に関する取扱要領」に定める。

⑤ 第 3 項第 8 号の規定により随意契約を行う場合は，事前に学長の承認を得るものとする。

⑥ 契約担当職は，競争入札を行っても入札者がないとき，再度入札を行っても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは，随意契約によることができる。この場合においては，契約保証金及び履行期限を除くほか当初競争入札を行うときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

２．公示

契約担当職は，契約見込価格が 500 万円以上の調達案件を随意契約により調達しようとするときは，事前に本学ホームページにおいて随意契約前確認公示を行うこととし，公示期間は第 2 章第 1 節第 2 第 1 項を準用するものとする。

３．予定価格の設定

契約担当職は，随意契約により契約を締結しようとするときは，第２章第３節第２の規定に準じて予定価格を定め，同価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。ただし，予定価格が 300 万円を超えないときは，予定価格調書の作成を省略することができる。

４．予定価格設定の省略

① 契約担当職は，次に掲げる場合は，予定価格の設定を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより，特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められる場合

(2) 予定価格が 300 万円を超えない場合

② 前項第２号により予定価格の設定を省略することとした場合においても，見積もり合わせ又は市場価格調査等を行い，その結果を記載した資料を作成するものとする。ただし，予定価格が 100 万円未満のとき(処理細則「固定資産の管理及び処分について」第１章第３に規定する「固定資産」又は同第２章第４に規定する「資本的支出」に該当する場合は除く。)は，省略することができる。

５．見積書の徴取

契約担当職は，随意契約をするときは，なるべく２者以上から見積書を徴取しなければならない。

６．見積書の徴取の省略

第５の規定にかかわらず次の場合においては，見積書の徴取を省略することができる。

(1) 国，地方公共団体，公立大学その他の公法人又は公益法人から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

(2) 価格が統一され又は固定されている場合であって，見積書を徴取する必要がないと認められるとき。

(3) 迅速に契約をしなければ業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき。

(4) 予定価格が 300 万円未満の場合であって，電話調査等により金額の確認が行え，見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

(5) 予定価格が 50 万円未満であるとき

(6) その他契約の性質上契約担当職が見積書を徴取し難いと認めたとき。